

超集積エレクトロニクス産学連携委員会運営内規

1. 趣旨

本内規は、応用物理学会超集積エレクトロニクス産学連携委員会（以下「委員会」という。）の運営について定めるものとする。

2. 目的

委員会は、超集積エレクトロニクス研究の推進、超集積エレクトロニクス技術の普及/発展、および超集積エレクトロニクスに関する産学協力の推進をはかることを目的とする。

3. 事業/活動

委員会は、前項の目的を達成するために次の事業/活動を行う。

- (1) 研究会などの主催
- (2) 公開スクール、公開シンポジウムの主催
- (3) 技術紹介等の広報活動
- (4) 超集積エレクトロニクスの指導原理の議論
- (5) その他、委員会の目的達成に必要な事業/活動

4. 委員の構成および任期

- (1) 委員会は、委員会が加入を認め、応用物理学会（以下「本会」という。）理事会がそれを承認した法人（委員会法人会員）と、委員会が加入を認めた個人（委員会委員）により構成する。
- (2) 委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事若干名を置き、それを以って役員とする。
- (3) 委員会は、本会非会員でも参加できるが、委員長は本会正会員に限る。
- (4) 委員長は、委員会の代表発起人がその任にあたる。
- (5) 委員の任期は 3 年以内とし、委員会が継続される場合は再任を妨げない。
- (6) 委員会には、幹事会を置く。

5. 幹事会

- (1) 幹事会は、委員会の役員をもって組織し、委員会の運営をつかさどる。
- (2) 委員長は、幹事会会務を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

6. 委員会法人会費

- (1) 委員会法人会員は、年額 200,000 円の委員会法人会費を原則年末（12 月末）までに

前納するものとする。年度の途中で入会した場合も、会費の全額を納入する。

(2) 前納した会費は払い戻さない。

7. 活動資金

(1) 委員会法人会費および連携委員会の趣旨にあった活動により得られた収益を委員会の活動資金とする。

(2) 日本学術振興会協力会（以下、「協力会」という。）より、承継した財産を活動資金の一部に当て、その使途・管理・運用は、協力会との契約に基づき執行する。

8. 会計

会計は、本会会計に包括処理され、資産は、学会に帰属する。

9. 旅費及び講演謝金

旅費等経費の支払いは本会規程に準じて処理する。

10. 事務局業務および学会事務費

委員会活動に伴い発生する事務業務および委員会経費に計上する学会事務費は、「産学連携委員会の事務業務に関する内規」の定めによるものとする。

11. 事業計画および予算、ならびに事業報告および決算

事業計画および予算、ならびに事業報告および決算を運営委員会で策定し、本会理事会承認を得るものとする。

12. 設置期間・存続・解散

委員会の設置期間・存続・解散は、産学連携委員会共通規程第3条に基づき行う。

13. 内規の制定および改正

本内規の制定および改正は、本会総務担当理事の承認を得るものとする。

ただし、6（1）における委員会法人会費の額を改正する場合は、理事会承認を得るものとする。

附則 本規程は2022年4月1日より施行する

2022年5月10日 改正 総務担当理事承認

2022年5月30日 改正 総務担当理事承認